

和歌山県福祉のまちづくり条例における 届出制度に関する留意事項について（お願い）

福祉施設や診療所等を整備する場合には、その規模にかかわらず届出が必要です。 **※建築基準法による用途変更手続きが不要となる規模（200㎡以下の変更）については、特に注意してください。**

※通常、届出は建築基準法に基づく手続きと共に行われるため

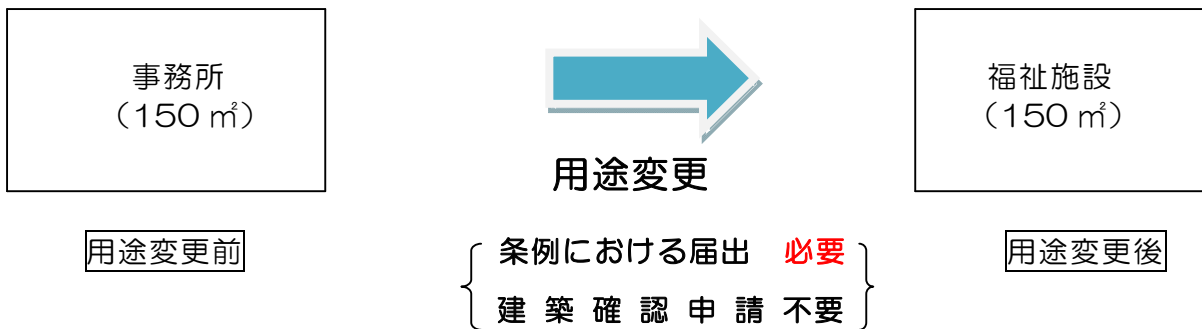
和歌山県福祉のまちづくり条例における届出制度等

○届出制度

一定の用途や規模の施設※を新築等（増改築や**用途変更を含む**）しようとする方は、あらかじめ、その整備内容等を知事に届出なければなりません。

※福祉施設や診療所等については、すべて届出が必要とされている

例）200㎡以下の事務所（テナントビル内含む）を福祉施設に用途変更する場合



○適合検査

届出にかかる建築物の新築等の内容が整備基準※に適合しているかどうかについての状況の検査を行っています。

※整備基準の例

- ・便所や廊下への手すり設置
- ・高齢者等へ配慮した傾斜路や階段の整備
（視認性向上のための明度差の確保や点状ブロック等の敷設等）

問い合わせ先

県庁建築住宅課	建築審査班	073-441-3185
那賀振興局 建設部	総務調整課建築グループ	0736-61-0030
伊都振興局 建設部	総務調整課建築グループ	0736-33-4922
有田振興局 建設部	総務調整課建築グループ	0737-64-1299
日高振興局 建設部	総務調整課建築グループ	0738-24-2908
西牟婁振興局 建設部	建築課 建築グループ	0739-26-7922
東牟婁振興局 串本建設部	総務調整・建築グループ	0735-22-8551
東牟婁振興局 新宮建設部	総務調整課建築グループ	0735-21-9624
和歌山市役所	建築指導課	073-435-1100